

くはしくは齊明紀に云へし。

五年甲辰

五年春二月戊午朔。於筑紫所居三神。見于宮中言。何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

於筑紫所居三神。釋云。指筑前宗像三所而言。とあり。式宗像郡宗像神社三坐。天書に五年春三月戊午朔。筑紫宗像神有祟于臥内。上禱不禮。とあり。○何奪我民。十月紀に見えたり。○慚汝。慚集解に辱に作れり。○禱而不祠。重胤云。禱は祈願ふ事也。祠は祭祀を行ふを云ふなり。と云り。禱言のみ白して神を祭祀らす。なほさりにうち過し玉ふなり。天書に不禮とあるも。不祀の誤にはあらざるか。下文に不治三神祟とあるこれなり。

秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之黥皆未差。時居島伊弉諾神託祝曰。不堪血鼻矣。因以卜之。兆云。惡飼部等黥之氣。故自是後頓絕以不黥飼部而止之。

壬寅。十八日なり。○河内飼部。河内に馬飼ありしこと。續紀に見えて次に引り。日本靈異記。河内更荒郡馬甘里とあるは。飼部の住るより。里名と成しなるへし。○執轡。轡和名抄轡。久豆和郡真。穠人和名久知止利。○飼部之黥。飼部は上古より。一種の賤民に定め玉ひしか故に。良民との識別のために。黥して使ひ玉ひしものとみえたり。後までも此職を賤めたりし事は。續紀天平十六年。免天下馬飼雜戶人等。勅曰。汝等今負姓人所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲卑品。又寶龜元年紀に。天平十二年。左馬寮馬飼大豆調麻呂。經告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除飼馬之帳。などあり。馬飼の賤民たりしこと知へし。さてこの黥は右の義なれば。上に見えたる墨刑の黥にはあらざれど。こゝに神の惡み玉ひしを見れば。人も厭ひしものなるへし。さるは馬飼部のみにはあらず。かゝる賤民の類は。なへてしかせしものにもあるへし。記の安康段に。面黥老人來曰。我者山代之猪甘也。と云ることもあるにて。おしはからるゝなり。○居島伊弉諾神。式淡路國津名郡伊佐奈岐神社これなり。此神社のことは既に神代紀に云り。今郡家村にあり。一宮にます。○卜之兆云。令義解云。卜者灼龜之也。兆者灼龜縱橫之文也。○不黥飼部。類史に不字なし。さらは黥飼部而止之と訓へし。さてもなほ文面穩かならず。姑本のまゝにてあるなり。○止之は。飼部を黥く事を止たるならめど。猶詳ならず。

癸卯。有^ニ如^レ風之聲。呼^ニ於大虛^ニ曰。劔刀太子王也。亦呼^ニ之曰。鳥往來羽田之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹。此云ニ。儀通毛。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃^{カミヤリメ}薨。天皇大驚之。便^{スナヘテ}命駕^{オホムコトヲツラサカヘリメテ}而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てて體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。燒太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。戀乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立^ニ瑞齒別皇子^ニ爲^ニ儲君^ニとありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注^ニ于釋訓^ニとあれど。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有^レ聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸^ニ和州^ニとあれども。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にまします。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王とかき。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりしとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子とくもに。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既く薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らけし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇いまた太子にて坐しほとの事にて。此はか事なとありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃にばなり玉ふへくもあらしとおもへば。なほこれもいかとなり。但ししか見る時は。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへるかこゝとなり。
○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲^レ謂^ニ羽田^ニ之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷などにて。皇妃もく其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。釋紀にも。葦原忌寸名姓丸者。大和國高市郡波多里人也。とあり。○羽狹丹葬立往。羽狹は允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在^ニ吉野郡北莊馬佐村上方^ニとあれど疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしなるへし。さらば輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舍能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなければ。御歌のさま終焉の地を指せるがこゝくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫鮪を葬りし處を。乃樂能婆娑摩備。斯々貳墓能。彌返矩陸御墓黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云こ一ツになれりしなるへし。ハッセとハセとは。本より名稱は異なるべし。れども。自から一になれりしなるべし。

さらばこも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦日は。亦呼之曰の義なり。或説に。亦日以下十七字。校本云。疑細字。分行と云り。されど本のまゝにてよろし。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黒媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に蔣集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もしコモツならば。ここの蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往とは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれど。かく豫め諭し玉ふは。即神の御告なればなり。

丙午。自淡路至。冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃。既而天皇悔之不_レ治_二神崇_一而亡_二皇妃_一。更求_二其咎_一。或者曰。車持君行_二於筑紫國_一。而悉_二按_二車持部_一兼取_二充神者_一。必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熱田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。
○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豊城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜_二姓車持公_一。又見_二播津_一とあり。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽市に米玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたり。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所_レ經之道。と云ことあり。大日本史氏族志云。據_二本書_一。雄略

帝以前。已有_二車持君_一。然不知_二何族_一。按車持朝臣執_二菅蓋_一。見_二大嘗祭式_一。蓋神代遺事。然則有_二車持君_一。當_レ在_二雄略帝以前_一。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜_レ姓曰_二朝臣_一。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復_二本姓車持_一。見_二續紀_一。朱雀帝時。有_二左衛門番長車持當用_一。見_二外記日記_一。後世其族改賜_二宿禰_一。見_二除目大成鈔_一とあり。○按。訓カトリ。次に檢按をカトレリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同じ。新撰字鏡に該をよめり。折曲也と見えたり。武部云。字鏡集に該をカトフ。又ツ、メク。又ノ、スと訓り。後撰集に。山風に花の香かどふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかどはかすと云へる是なり。略人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾引人。略賣之。とあり。東の部にかみつけの馬かどひさいふ事あり。と云り。其意なり。或説に。按は原の誤ならむと云へるは。しか

○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有_二車持_一。由_レ此考_レ之。諸國有_二車持部_一。可知。只總越二國地名偶存耳。とあり。さることなるへし。悉とあるを見れば。筑紫にも處々にありしなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なること次にみゆ。

天皇則喚_二車持君_一。以_レ推問_二之_一。事既實焉。因以_二數_一之曰。爾雖_二車持君_一。縱_レ檢_二按_二天子之百姓_一。罪一也。既_レ分_二寄于神祇_一。車持部兼_レ奪取_二之_一。罪二也。則負_二

惡解除善解除。而出於長渚崎。令祓禊。既而詔之曰。自今以後。不得掌筑紫之車持部。乃悉收以更分之。奉於三神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に。當訓世米豆。博雅數責也。とあり。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校るにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延曆二十年格に。承前神事有レ犯科。被贖罪。善惡二祓重科一人。とある是なり。集解云。按古犯罪者。科兩度祓。前爲惡祓。後爲善祓。每祓出贖也。と云へり。此説かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲濱長洲村。或曰。屢中紀出於長渚崎。令祓禊。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲。一屬大物。連及。以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の難波のことも嬉しかるべき。記傳云。これを以見れば。犯ある者の祓も。水邊に出てみそきけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれば。犯の有無にかよはる事にはあるへからず。○被禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳

六年春正月癸未朔戊子。立草香幡梭皇女爲皇后。辛卯始建藏職。因定藏部。

戊子は六日。○草香幡梭皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香とあるを以。なほ御妹なる幡梭皇女をも。雄略紀に草香幡梭皇女ともあれば。同皇女ならんとおもふへけれと然らず。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものと見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是以前阿知直。始任藏官。亦給糧地。古語拾遺云。當神武天皇之時。帝之與神。其際未遠。同殿共牀。以此爲常。故神物官物。亦未分明。宮内立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。至後磐余稚櫻朝。三韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍。更建內藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。內藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令內藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵毼。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主簿二人。藏部四十人。などありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。

今按應神十六年。王仁來朝。二十年阿知使主。其子都加使主歸化。至于此。其間百二十年矣。然則皆是指其子孫而言。とあるなどは。通例の論なり。上にもをりく云るか如く。武内宿禰の子等。みな百四十年をも歴て。此御世に未だ残れるかあるを以て見れば。蕃種の王仁阿知使主なりとて。などか百年以上の壽を得ぬとは押究むべき。拾遺の傳のまゝに心得て。更に差支へなき事なりかし。

二月癸丑朔。喚鯽魚磯別王之女。太姫郎姬。高鶴郎姬。納於后宮。並爲嬪。於是二嬪恒歎之曰。悲哉吾兄王。何處去耶。天皇聞其歎。而問之曰。汝何歎息也。對曰。妾兄鷲住王。爲人強力輕捷。由是獨馳越八尋屋。而遊行。既經多日。不得面言。故歎耳。天皇悅其強力。以喚之不參來。亦重使而召。猶不參來。恒居於住吉邑。自是以後。廢以不求。是讚岐國造。阿波國脚咋別。凡二族之始祖也。

鯽魚磯別王。名義未詳。通證云。据下文。讚岐國造。考景行紀及國造本紀。神櫛皇子之孫也。と云り。次に云ふ。○太姫。太本に大に作る。今類史北野本考本に據る。○嬪。職員令云。嬪四員五位以上。と

あり。然此時未だ嬪禮曲禮。天子有后。有夫人。有世婦。有嬪。有妾。有媵。有采。有衛。有御。有女。有采。有衛。有御。有女。あらす。たゞ妃に繼げる夫人を云なり。ミメと訓るは何れにも亘りて宜し。○八尋屋。通證云。神代紀所謂八尋殿之類。謂其高大也。とあり。山城國風土記。建角身命。造八尋屋。豎八戸扉云々。と見えたり。この屋を。神名帳頭注に引るには殿ともあり。同じ事なり。萬葉十六。虎爾乘。古屋乎越而。青淵爾。蛟龍取將來。釵刀毛我。○居於住吉邑。攝津志云。住吉郡鷲住王隱居古蹟在。住吉邑。俗呼富士宅。とあり。○讚岐國造は。國造本紀。讚岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命。定賜國造。とありて。景行紀神櫛皇子の下に已に委く云り。栗田寬云。神櫛王の子鯽魚磯別王。其子鷲住王の子。須賣保禮命など。かくて三世なりと云れたるに就て。なほ考ふるに。已にも引て云る讚岐人松岡調説に。此須賣保禮命は。姓氏錄酒部公條に。神櫛皇子三世孫足彥大兄王と見え。又讚岐公系圖に。神櫛王三世孫に。森葉麻命と云か有は此人か。また全讚史讚岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰千摩命。成務帝云々。其子曰能摩命。應神帝命以爲國造。所言須賣保禮命是也。其子森葉摩命云々。とあるに據れば。鯽魚磯別王一名千摩命。鷲住王一名能摩命。其子森葉摩命と云るか。須賣保禮命ならんか。されど定めかたし。また栗田寬云。讚州府志に。鷲住王云々。偷出官而遷於攝之住吉。皇后屢請于帝。帝微不應。又去而之阿州穴咋之邑。居焉。鄰里從之。生一男。野根氏其裔也。後又來家于鶴足郡富熊邑。恒以勇力爲事。卒葬於飯山。鄉人立廟歲時祀之。所謂飯山神社是也。と

あるは。書紀の趣をかつく當國に語り傳へしなるへし。さて生一男と云は。須賣保禮命にあたり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふべき事なり。と云れたり。○脚昨別。詳ならず。右に引る讚州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚昨も何郡ならむ。ものに見えず。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不念。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不念。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたり。月も日もあはず。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注。時年十五。崩下注。時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可知。水鏡爲太子。年十五。即位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀即位六十四。崩年七十。諸説不一。不可考據とあり。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五

和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有龜冢。乳岡冢。飲酒冢等號と云り。

瑞齒別天皇 反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春三月。去來穗別天皇崩。

反正天皇紀

立爲皇太子。本に立爲二字を行す。今諸本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安事段に淡道之御井宮。仁德段に。且夕酌淡路島之寒泉。獻大御水也。などあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名産宮。社前有楠株。徑九尺計。有水深一尺許。大旱不涸云。相傳太神宮產湯汲之。四方注連護之。按所謂瑞井即是謂太神宮產湯者俗傳也。と云り。なほよく聞まほし。○多遲。天皇御名には多遲比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに従るへし。○在于井中。本に在を有とあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖三斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたどりは虎の杖と書たるとか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遲比瑞齒別天皇。記傳云。こゝの傳は事のまきれなり。其は三代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遲真人貞峯等上表曰云々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生三十市王。十市王生多治比古王。此王生產之夕。忽多治比花飛浮湯沐釜。以此冥感。名多治比古王云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比に都敷ませれば。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちしるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれど。履中の大御歌に。すてに多遲比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友説に。此天皇淡路宮にて生坐しける時。洗せ奉る井に。多遲比の花の落て在しによりて。多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遲比と稱せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遲比野とよみか見え。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都於河内丹比。謂之樂宮。とあるを思ふに。皇子にて坐しはとよみ。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼せ玉ひければ。大和に都を改遣らせて。遷り玉ふへきを。わづかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其結搦ばかりにて。いまた成就とものはさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

ろかる 姓氏錄右京神別。丹比宿禰。火明命三世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰。男色鳴。へし。大鷲鶴天皇々子瑞齒別尊。誕生淡路宮之時。淡路瑞井水奉灌御湯。于時虎杖花飛入御湯。武中。色鳴宿禰稱天神壽辭。奉號曰多治比瑞齒別尊。乃定多治部於諸國。爲皇子湯沐邑。即以色鳴爲宰。令領丹治部人戶。因號丹比連。遂爲氏姓。舊事紀に。天火明命三世孫天忍男命。大娘壬部連等祖。五世孫建筒草命。多治比連祖。などあり。記云。爲水齒別命之御名代。定螻部。

元年丙午

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即天皇位。秋八月甲辰朔己酉。立大宅臣祖木事之女津野媛爲皇夫人。生香火姬皇女。圓皇女。又納夫人弟弟媛。生財皇女與高部皇子。

戊寅。二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並曰時年五十五。按本書天皇享年闕。故不取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本與國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜姓曰朝臣。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅郷。戶主大宅朝臣可是麻呂。見えたり。姓氏錄に大宅水取朝臣と云も見

○木事之女云々。記には九邇之許基登臣之女都怒郎女とあり。九邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彦國押人命七世孫。米餅搗大使主命後也。男木事命。此人仁德天皇御世とあれ。は。時代合へり。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれと。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多河辨郎女とあり。

冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々しほとより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮坂上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北とあり。今中河内郡(舊丹比郡)松原村大字植田と云。○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晋安帝義熙三年に當る。

五年庚戌

五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。

五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本與國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推千支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。二書所書。與允恭紀位空既經年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年一生。然皇母磐之姬。以仁德帝二十五年崩。諸説不足信。今無所攷。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し事。本書に見えず。三十年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りましたりけん。さて其處にて。この天皇をは生玉へりしものと見れば。皇后は御子産の事など坐て。生死もしられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊びますを聞召して。甚く恨み怒り坐したりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姫命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞じめして。甚く恨み坐し。産殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姬は。其月に難波に歸り玉ひしかと。都へは入坐さす。遂に御中解けずて。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨し玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふまじきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたり。かにかくに考ふべきよしなし。○正寝は。公羊傳に。路寝者何正寝也。何休日。公之正居也。とあり。或人云。正寝は大殿にて。夜御殿を申せり。天子の御寝坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。此御殿には。劍璽を安奉れること。禁祕御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より御寝所なれば憚なきにや。正寝とは支那國にて。高寝路寝小寝など名け。王公らか居所なる由を借たる字なり。と云へり。

24V
1432
808

日本書紀卷第十二終

昭和十五年十一月十六日印
昭和十五年十一月二十日發

定限部百五

發行所

日本書紀通釋刊行會

電話九段(33)四九七二番
新橋口(東京)一六六四六番

木製・刷印・社會式株刷印本製聯山



著者	飯田武郷
編輯者	飯田季治
發行者	東京市麹町區九段一丁目十六番地 山縣精一
印刷者	東京市神田區錦保町三丁目二十九番地 大貫善次郎

神戶正岡日本書紀通釋第三冊
定價拾五圓

41
103

L. S.

終

